

令和4年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金支給実施要領

(趣旨)

第1条 コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響により、障害福祉サービス事業者の経費の負担が増大していることから、障害福祉施設等の運営支援を目的として、秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによるものとする。

- (1) 入所・居住系事業所 障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム
- (2) 通所系事業所 生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く））、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援
※ 障害者支援施設の昼間サービスは除く。
- (3) 訪問系事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援、訪問入浴サービス

(支援金支給対象者)

第3条 支援金支給対象は、別表に掲げる障害福祉施設等のうち、次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 秦野市内に所在していること。
- (2) 令和4年10月1日以前に神奈川県又は本市の指定を受けて、申請日時点で現に運営していること。
- (3) 事業者の事業計画上、令和5年3月31日までの間、事業の廃止（届出

を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)又は事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)をせず、運営を継続する予定であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う障害福祉施設等(別表の区分の入所・居住系事業所に限る。)については、支援金の支給対象としない。ただし、申請日において、当該引上げの前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合はこの限りでない。

(支援金額)

第4条 支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応に係る支給申請及び請求書(以下「支給申請書」という。)に次の書類を添えて、令和5年3月16日までに市長に提出すること。

- (1) 振込先が確認できる預金通帳等の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、該当する支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(暴力団排除)

第6条 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)第8条の規定に基づき、第5条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。

- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者について、秦野市暴力団排除条例第13条第2項に基づき、神奈川県警察本部へ提供することができる。
- 3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

- 第7条 市長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和4年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないと決定したときは、令和4年度秦野市障害福祉施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告又は調査)

- 第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

- 第9条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
 - (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
 - (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第 10 条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 11 条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その収入及び支出について証拠書類を整理し、該当する帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に該当する証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 12 条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第 13 条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・居住系事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和4年10月1日時点における定員1人当たり 15,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く））、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援 ※ 障害者支援施設の昼間のサービスは除く。	1事業所当たり 100,000円
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援、訪問入浴サービス	1事業所当たり 50,000円

備考

- 1 同一建物内で同系統のサービスを提供している場合においては、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱う。
- 2 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。
- 3 同一建物内で、介護保険サービスを提供している事業所については、令和4年度秦野市高齢者施設等物価高騰対応支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。
- 4 本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等であっても、同一建物内で医療法上の指定を受けている医療機関に併設する事業所については、令和4年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。